

介護保険サービスの利用のしかた

お問い合わせは...

長浜市介護保険課 65-8252

申請します



介護保険課に申請書と被保険者証を提出します。

要介護認定

訪問調査



調査員がお伺いし、心身の状況についてお尋ねします。

主治医意見書



かかりつけ医に市からお願いして書いていただきます。

介護認定審査会

保健・福祉・医療の専門家が審査・判定します。



認定

介護が必要な度合が決まります。

要介護5

36,217単位/月

要介護4

30,938単位/月

要介護3

27,048単位/月

要介護2

19,705単位/月

要介護1

16,765単位/月

要支援2

10,531単位/月

要支援1

5,032単位/月

非該当

非該当の方は介護保険を利用できませんが、市の保健福祉サービスを利用できる場合がありますのでご相談ください。

結果通知



原則として認定審査会の翌日に結果をお知らせします。

更新手続き

認定には有効期間があります。引き続きサービスを利用する場合には、有効期間満了前に手続きが必要です。



ケアプランの作成（居宅介護支援事業者 ケアマネジャー）

居宅介護支援事業者のケアマネジャーが、利用者の希望や状態に応じたケアプランを作成します。利用者はケアプランに基づいて介護サービス事業者が提供するサービスを利用します。自分でケアプランを作成する場合は窓口でご相談ください。

■介護サービスの流れ

ケアプランに基づきサービス事業者からサービス利用します。原則として1割が利用者負担となります。
一定以上所得者は2割または3割負担となります。

ケアマネジャーが利用者と話し合いながらケアプランをたてます。

利用者の心身の状態や生活の情報収集を行います。

介護が必要とされる人（要介護1～5）

介護保険の介護サービスを利用できます。

介護予防ケアプランの作成（地域包括支援センター）

地域包括支援センターで保健師が中心となって利用者の状況にあった介護予防ケアプランを作成し、それに基づいて介護保険の介護予防サービスを利用します。自分でケアプランを作成する場合は窓口でご相談ください。

■介護予防サービスの流れ

3～6ヵ月ごとにサービスの効果を確認し利用するサービスを見直します。

介護予防ケアプランに基づきサービス事業者からサービス利用します。原則として1割が利用者負担となります。
一定以上所得者は2割または3割負担となります。

保健師が中心となって利用者と話し合いながら介護予防ケアプランをたてます。

利用者の心身の状態や生活の情報収集を行います。

支援が必要とされる人（要支援1・2）

介護保険の介護予防サービスを利用できます。

在宅か施設かを決めます

●在宅サービスを利用
自宅を拠点にサービスを受けます。



●施設サービスを利用
施設に入所してサービスを受けます。※要介護1以上の方が利用できます。（特別養護老人ホーム利用は原則要介護3以上）
→利用者または家族が直接申し込みます。

